

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 国外送金等の調書様式

Q: 国外送金等に係る調書の様式が発表されたと聞きましたが、内容を教えてください。

A: 国外送金等に係る調書の標準的な様式を定めた通達が発遣されました。

### 【解説】

外為取引の自由化を定める改正外為法の4月1日スタートを受け、国税庁では、200万円を超える国外送金や受領に関しては、銀行や郵便局などから調書を提出させることとしています。この調書の標準的な様式を定めた通達が発遣されました。

ただし、この標準様式が強制されるわけではなく、顧客が記載する外国送金依頼書の写しや磁気テープ(MT)、電算処理によるシステムプリントアウト用紙でも、必要記載事項が網羅されていれば差し支えないものとされています。

標準様式の具体的な記入事項は、①国内・外の送金者や受領者のそれぞれの氏名・住所、②年月日、③国外の銀行等の営業所名、④取次機関の営業所名、⑤相手国名、⑥外貨名、外貨額と円換算額、⑦送金原因(国際収支項目番号の記載でもよい)⑧口座の種類や番号、などとなっています。その他参考となる事項として、納税管理人の氏名等を記載する場合には、備考欄に記載することとなっています。

また、法定調書の中に国外送金等調書合計表が追加され、国外送金分や受領分の件数、調書に回答できる者などを記載するようになります。

